

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

- 見積書提出の方法
本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。
- 見積徴取を行う事項
 - 業務名称
津東住宅外10住宅18水道施設清掃等委託業務
 - 業務場所
三重県津市桜橋三丁目81番ほか
 - 業務概要
三重県内合同宿舎(津市内5住宅、四日市市内1住宅、鳥羽市内1住宅、伊賀市内1住宅、尾鷲市内2住宅、熊野市内1住宅)の水道施設清掃等業務(施設清掃、水質検査及び水道法に基づく施設検査)
 - 業務期間
契約締結の日から 平成31年3月31日 まで
 - 証明書等の提出期限
平成30年11月29日 (木曜日) 17時00分
 - 見積書の提出期限
平成30年12月4日 (火曜日) 17時00分
(なお、郵送による場合は簡易書留郵便とし、提出期限までに必着とする。)
 - 見積合せの日時
平成30年12月5日 (水曜日) 10時00分
(見積合せへの立会いは不要とする。)
- 見積書の提出に必要な資格に関する事項
 - 平成28・29・30年度財務省競争参加資格審査(全省庁統一資格)において、
役務の提供等『建物管理等各種保守管理』の B～D等級
に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有し、責任をもって業務を完了することができる者。
 - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
 - 各省各庁から指名停止等を受けていない者(分任支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
 - 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
 - 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- 契約条項等を示す場所及び見積参加申込み
 - 問い合わせ先:
東海財務局 津財務事務所 管財課
〒514-8560 津市桜橋2-129
電話059-225-7224(ダイヤルイン)
 - 受付場所:
同上

見積書の提出を希望する者は、上記2.(5)までに受付場所にて見積説明書等を受領すること。また、上記問い合わせ先へ証明書等及び見積書の提出を行うこと。
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9時00分から17時00分まで。
なお、郵送による見積説明書等の配付を希望する場合は、上記受付場所に電話連絡の上、宛先を記載したレターパックライトを受付場所へ送付すること。
- 契約保証金
全額免除する。
- 見積の無効
本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積、見積説明書等の見積に関する条件に違反した見積は無効とする。
- 見積書の記載金額
契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする)をもって契約金額とするので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 契約相手方の決定方法
予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。
- 請書の作成
契約の締結にあたっては、請書を徴取するものとする。
- その他
 - 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2.(5)までに認定を受けなければならない。
 - 詳細は見積説明書による。

以上公告する。

平成30年11月9日

分任支出負担行為担当官
東海財務局津財務事務所長 林 敬治